

2. パラ陸上のクラス分け

飛松好子*

障害アスリートが競技大会に出場するためには、出場権があることが必要である。健常者にはない何らかの支障を有することが必要である (eligibility)。そして支障をきたす最低限の障害を有する必要がある (minimum disability criteria)。参加資格 (eligibility) は大会によって異なるが、勝ち上がっていくと結局は国際大会につながるので、パラリンピック競技であれば IPC (国際パラリンピック委員会) のルールに従うことになる。パラリンピックに競技がなければ、その競技の国際競技連盟のルールに従うこととなる。IPC の定める参加資格を表 1 に示す。日本では制度的に「障害」と認められていない (身体障害者手帳の交付要件を満たしていない) 低身長者が参加資格ありとされ、視覚障害者は参加資格があるが、聴覚障害者は参加資格がない。これは、聴覚障害者が障害者スポーツを行わないと言うことを意味するものではなく、聴覚障害者の国際競技大会にデフリンピックがあり、パラリンピックとしては聴覚障害者の参加枠がないというだけのことである。ちなみにデフリンピックの参加身体状況は、「音声の聞き取りを補助するために装用する補聴器や人工内耳の体外パーツ等 (以下「補聴器等」という) をはずした裸耳状態で、聴力損失が 55 デシベルを超えている聴覚障害者」(全日本ろうあ連盟スポーツ委員会デフリンピック啓発ウェブサイトより) となっている。

参加資格のない障害についても定められている (表 2)。表現の仕方が一般的ではないが、これは医学用語に偏らないという配慮からと思われる。その他にも痛みを主訴とする健康状態、慢性疲労症候群、エーラースダンロス症候群、PTSD や障害は

eligible だが発症期においては参加が認められないものとして多発性硬化症、若年性関節リウマチ、関節リウマチが挙げられている。

このような参加資格要件は医師の書く MDF (medical diagnosis form) によって満たされることとなる (図 1)。どこかに痛みがあり、そのためにできない、動かないといった表現をするとその一言だけで「参加資格なし」と見なされてしまうので、注意が必要である。

競技大会では、競技の公平性、対等性を保障するためにその競技を行うにあたって同等の障害、あるいは競技遂行能力のある競技者同士で競技が行われる。障害の軽重のグレードと競技に於ける機能性とは並行はするが、区別する必要がない場合もある。生活機能の不自由さ (障害の程度) と競技機能とは必ずしも一致しない。競技者の身体機能に着目するのではなく、競技者の競技機能に着目してグループ分けをする。このグループ分けをクラス分けといい、クラス分けをする人をクラシファイヤー (classifier) という。

クラス分けの本来の目的は競技者の人権擁護で

表 1 Eligible Impairments and Commonly Associated Health Conditions 参加資格のある障害とよく見られる健康状態

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 3.1.1 Impaired muscle power 筋力低下・ 3.1.2 Impaired passive range of movement 関節可動域制限・ 3.1.3 Limb deficiency 四肢欠損・ 3.1.4 Leg length difference 脚長差・ 3.1.5 Short stature 低身長・ 3.1.6 Hypertonia 低筋緊張・ 3.1.7 Ataxia 失調・ 3.1.8 Athetosis アテトーゼ・ 3.1.9 Vision impairment 視力障害・ 3.1.10 Intellectual impairment 知的障害 |
|---|

* 国立障害者リハビリテーションセンター

表 2 Non Eligible Impairments 参加資格のない障害の例

- ・ 4.1.1 Pain；痛み
- ・ 4.1.2 Hearing impairment；聴覚障害
- ・ 4.1.3 Low muscle tone；筋緊張低下
- ・ 4.1.4 Hypermobility of joints；関節可動域過大
- ・ 4.1.5 Joint instability, such as unstable shoulder joint, 不安定肩関節など habitual/repetitive dislocation of a joint；習慣性/繰り返す関節脱臼
- ・ 4.1.6 Impaired Muscle endurance；筋持久力低下
- ・ 4.1.7 Impaired Motor reflex functions；運動反射機能の障害
- ・ 4.1.8 Impaired Cardiovascular functions；心血管機能障害
- ・ 4.1.9 Impaired Respiratory functions；呼吸機能障害
- ・ 4.1.10 Impairment Metabolic functions；代謝機能障害
- ・ 4.1.11 Tics and mannerisms, stereotypes and motor perseveration チック常動症等

図 1 Medical Diagnosis Form (肢体不自由用)

表 3 日本パラ陸上競技連盟のクラス分け

I	障害分類
	視覚障害 知的障害 肢体不自由 聴覚障害
II	視覚障害 障害程度区分 1～4
II	肢体不自由細分類
	脳原性麻痺
	低身長, 脚長差, 関節可動域制限, 切断, 筋力低下
III	肢体不自由参加区分
	立位/車椅子
IV	肢体不自由 障害程度区分 0～9

ある。競技力において対等の相手とその技を競い合い、ルールに則り勝敗を決める。それ故、ルール違反やドーピングと同様にクラス分けにおける intentional misrepresentation (意図的不実表示) (より重い障害であるかのように故意に見せかけ

ること)には厳しくペナルティーが科せられる。

クラス分け基準は競技大会ごとに異なる。日本国内で開かれる公式の競技大会においても則るクラス分け方法は競技大会ごとに基本的には異なる。多くは今ではIPCのクラス分けに準じた方法をとっており、それに加えてローカルルールを適応して国際基準に満たない競技者にも門戸を開いている。

クラス分けの基本は、まず参加形態に着目し、次に上肢機能、体幹機能、下肢機能にそれぞれ着目し、競技における重要性に基づいて競技者を分類する(表3)。

日本の障害者陸上競技の統括をしているのが日本パラ陸上競技連盟である。そのクラス分けはIPCのクラス分けに準拠しており、国際のクラス

2. パラ陸上のクラス分け

分類に、国内ルールとして国際大会では eligible ではない障害者のクラスを付加している。これがローカルルールである。パラ陸上のクラス分けは

日本パラ陸上競技連盟のホームページで見ることができる。